

令和2年(行ウ)第10号 旅券発給拒否取消等請求事件

原告 [Redacted]

被告 国(処分行政庁 外務大臣)

準備書面(3)

令和3年6月22日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

被告指定代理人

山本



林智彦



高橋一章



井澤幹生



鶴見訓夫



土橋由佳



被告は、原告の2021年（令和3年）4月13日付け求釈明書(3)（以下「原告求釈明書(3)」という。）に記載の事項に関し、本準備書面において、トルコにおける入国禁止措置及び強制退去に係る手続について述べ（後記第1及び第2）、必要と認める範囲で補充する（後記第3）。

なお、略語は、本準備書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 トルコにおける入国禁止措置に係る手続等について

1 トルコにおける入国禁止措置に係る手続の概要について

トルコ外国人・国際保護法9条1項は、「入管局長は、必要に応じて、また、関係政府機関との協議の上、トルコに入国した外国人に対して、公共秩序、治安あるいは公衆衛生上の理由で入国禁止措置を課することができる。」と規定し、同条3項は、「トルコへの入国禁止措置は5年を超えてはならない。しかしながら、深刻な公共秩序あるいは治安上の脅威となる場合は、入管局長によって最大10年の期間、延長されうる。」と規定する（乙13の1及び2）。なお、我が国の「出入国在留管理庁（旧入国管理局）」に相当するトルコの行政組織は、一般的に、「移民管理局」、「移民局」あるいは「移民行政局」と呼ばれている（乙22参照）。

同法10条は、「入国禁止の通知は、（中略）第9条第1項に該当する外国人には、トルコに入国する際に国境ゲートの所轄当局によってなされる。当該通知には、外国人が決定に対する不服申し立ての権利をどのように効果的に行使するか、また、その過程で適用される他の法的権利と義務についての情報も含まなければならない。」と規定する（甲24、乙13の1）。

上記各規定のとおり、同法9条1項に基づく入国禁止措置については、その通知は、「トルコに入国する際に国境ゲートの所轄当局によってなされる」ため（同法10条）、入国禁止措置後、対象者がトルコへの入国を再度試みた際に、国境ゲートの所轄当局によって通知されることとなる。

2 原告に対する入国禁止措置に係る手続について

トルコによる原告に対する入国禁止措置は、平成30年（2018年）10月24日、トルコ外国人・国際保護法9条1項、3項に基づきされたものであり、その期間は5年間である（乙12、乙23）。

そして、前記1で述べたとおり、同法9条1項に基づく入国禁止措置の場合、その通知は、入国禁止措置が決定された後に当該外国人がトルコに入国する際にされることが予定されている（同法10条）。しかるに、原告は、平成30年（2018年）10月24日、シリアとの国境に近いトルコ南部で保護されたと報道されており（乙10）、後述する退去となった後には、原告はトルコへの入国をしようとしていないため、トルコが、原告に対し、同法9条1項に基づく入国禁止措置の通知をする機会はない。したがって、仮に、入国禁止措置の通知を原告が受けていなかったとしても、原告に入国禁止措置がされていないことにはならない。

第2 トルコにおける強制退去に係る手続の概要等について

1 トルコにおける強制退去に係る手続の概要について

トルコ外国人・国際保護法54条1項柱書きは、「以下に挙げられた外国人に対しては、強制退去命令を下さなければならない。」と規定し、同項(d)は、「公共秩序、治安及び公衆衛生に反する行為を行った者」と規定する（乙13の1及び2）。

また、同法53条2項は、「退去決定は、その理由とともに、退去決定が発せられた外国人又はその法定代理人若しくは弁護士に通知されなければならない。」などと規定する（甲24、乙13の1）。

具体的な手続としては、当該外国人に対し、国外退去決定通知書等を提示し、同通知書への署名を求めることとされている。仮に、当該外国人が署名を拒否した場合、その旨を同通知書に記載するが、署名を拒否したとしても、同通知

書の内容を伝えた者及び通訳者の署名があれば、当該外国人に告示されていることとなる。なお、同通知書は、当該外国人に交付されることとなっている（以上について、乙24）。

2 原告に対する強制退去に係る手続について

トルコのハタイ県移民局の担当者は、平成30年（2018年）10月24日午後4時頃から午後5時頃の間（現地時間）に、原告に対し、「告示」手続、すなわち、トルコ外国人・国際保護法54条1項該当を理由として強制退去になる旨伝えるなどして、国外退去決定通知書等の交付手続を行ったものと認められる（乙11の1及び2、乙24、乙25）。

この点、国外退去決定通知書（乙11の1及び2）には、要旨、同日午後10時00分（現地時間）、原告に対し、書面によって告示した旨が印字されているが、これは、原告に対する「告示」手続が同時刻になることを予想してあらかじめ印字していたところ、原告に対する聴取が予想よりも早く終わったことから、実際に行われた「告示」手続の実施時刻との間に齟齬が生じたにすぎない（乙25）。

そして、原告は、同日午後7時頃（現地時間）、アンタキヤ空港に到着し、その後、同空港からイスタンブール空港を経由して日本に帰国した（甲23）。

なお、在トルコ日本国大使館の職員が、同日午後0時頃（現地時間）、原告と面会したが、その後、原告に、常時、同席・同行していたわけではない。したがって、同職員は、ハタイ県移民局の担当者が上記交付手続を行ったような、トルコ側の担当者が原告に対応するような場面にも必ず立ち会うような状況ではなかったものであり、上記交付手続に立ち会っておらず、その状況を目撃してはいない。

第3 原告求釈明書(3)記載に記載されている事項について

1 原告求釈明書(3)の1①記載に係る事項について

原告がトルコ当局から課された入国禁止措置（被告準備書面(1)・15ページ）の根拠規定は、前記第1の2で述べたとおり、トルコ外国人・国際保護法9条1項及び3項である（乙23）。

2 原告求釈明書(3)の1②記載に係る事項について

トルコ当局の担当者が、原告に対する強制退去手続を行った状況は、前記第2の2で述べたとおりであり、原告第3準備書面の第3の1(2)イのうち、前記第2の2記載の事実の範囲で認め、「また、乙11号証に記載のアンタキヤ移民管理局の県移民専門補佐官「(略)」氏及び通訳人「(略)」氏が、アタテュルク空港まで来て、原告に対して国外退去決定通知書及び行政監視決定通知書の説明又は通訳をしたり、署名を求めた事実はない。」は、否認する。

乙11号証の1（注・退去強制通知）は主権国家であるトルコ当局が作成した書面であり、原告に対して国外退去決定通知書等の交付手続が行われていることは明らかである。

3 原告求釈明書(3)の1③記載に係る事項について

前記第1の1で述べたとおり、入国禁止措置の根拠規定がトルコ外国人・国際保護法9条1項である場合、入国禁止措置の通知は、対象者がトルコへの入国を再度試みた際に、国境ゲートの所轄当局によって通知されることが想定されているところ、原告は、トルコから強制退去となった後、トルコへの入国をしようとしていない。したがって、仮に原告に対する入国禁止措置の通知がなかったとしても、そのことによって入国禁止措置そのものがなかったことにはならない。

いずれにしても、原告が入国禁止措置を受けていることは、トルコ当局からその根拠法令と事由を含めて回答されているところであり（乙12、乙23）、原告のそれ以前の状況等からしても、入国禁止措置を受けていることに疑義を入れる余地はない。

4 原告求釈明書(3)の2④記載に係る事項について

旅券法制定当時と本件処分時とは前提となる旅券に係る制度が異なり(被告準備書面(1)・23及び24ページ)、本件訴訟における争点との関連性は認められない。

5 原告求釈明書(3)の3⑤ないし⑧記載に係る事項について

上記⑤について、本件処分に係る外務大臣の判断に、裁量権の逸脱又は濫用がないことは、被告準備書面(1)(34ないし38ページ)及び同(2)(16ないし19, 51ないし54ページ)で詳述したとおりである。

上記⑥ないし⑧については、被告準備書面(2)(17, 18及び32ページ)で述べたとおりである。

以上